

(案)

千葉市行政改革推進委員会議事運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市行政改革推進委員会設置条例（平成22年条例第26号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、千葉市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(会議の出席)

第2条 委員会の会議（以下「会議」という。）開催の招集通知を受けた委員は、指定された日時及び場所に参加し、会議に出席するものとする。

2 会議の出席には、会議の開催場所での出席のほか、テレビ会議システム等を利用した会議への出席を含めるものとする。

3 委員は 会議に出席できないとき、開会時間に遅れて出席するとき、または前項のテレビ会議システム等により会議に出席するときは、事務局にその旨をあらかじめ連絡するものとする。

(会議の退席)

第3条 委員は会議中に退席しようとするときは、その旨を告げて会長の承認を受けなければならない。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、千葉市附属機関の会議の公開に関する要綱第2に基づき非公開とする場合は、委員会の議決により決定する。

(発言)

第5条 発言しようとする委員は、会長の許可を受けなければならない。

(議事の整理)

第6条 会長は会議の開会及び閉会を宣言し、会議の順序を定め議事を整理する。

2 会長は議事を整理するため必要があると認めるときは、委員の発言をやめさせ、議事を中止し、又はその順序を変更することができる。

(採決の宣言)

第7条 会長は採決しようとするときは、その旨を宣言する。

(採決)

第8条 議案の採決は原則として挙手により決する。

(議事録の作成等)

第9条 議事録の作成等は、千葉市附属機関の会議の公開に関する要綱第5及び第6に基づき行うものとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局を総務局情報経営部業務改革推進課に置く。

附則

この要綱は、令和元年12月24日から適用する。